東京インターナショナル・ギフトショー春２０２７大分県ブース企画・設営委託業務
仕様書

１　件名
　東京インターナショナル・ギフトショー春２０２７大分県ブース企画・設営委託業務

２　目的
　国内外最大級の規模・来場者数が見込める本展示会に大分県ブースとして出展することで、大分県内の工芸品等を扱う中小企業者等の販路開拓を支援するとともに、情報発信ならびに大分県産品のブランド化を図り、本県経済の活性化に寄与する。

概要
東京インターナショナル・ギフトショー春２０２７
会期：令和９年２月２４日（水）～２６日（金）10：00～18：00（最終日は 17：00 まで）
会場：東京ビッグサイト（東京都江東区有明３丁目１１－１）
参考来場者数：春２０２６（開催３日間）来場数２２６，１６６名
第１９回 LIFE&DESIGN（大分県ブース出展エリア）のみは、４５，５３７名
大分県ブースは、**４小間（１小間：３ｍ×３ｍ）・８事業者**の出展とする。

３　委託業務期間：委託契約締結日から令和９年３月１５日（月）まで

４　委託業務内容
（１）大分県ブースの企画に関し、委託者の要望を踏まえたうえでの提案、都度相談の実施
（２）大分県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤去(大分県ブース内の電気設備等を含む)
（３）その他大分県ブースの企画・設営に必要な業務

５　企画提案に当たってのポイント及び与件事項
（１）今回のブーステーマは、
「おんせん県おおいた｜素材と過ごす、大分のクラフト・インテリア＆雑貨」である。
（２）大分県ブースの小間位置・小間の形状については、現時点で未定である。
昨年度のブースの仕様　**４小間（６ｍ×６ｍ　正方形）　独立小間で四辺壁面なし**
を基準に検討してもらいたい。
１２月２５日（金）以降、主催者より小間位置・形状の通知予定。発表後に詳細を協議する。
（3）今回の出展企業及び出展する製品について
①出展企業数　8社
②出展企業名および出展する製品について

出展企業名	出展製品名（主要製品）	企業URL
器舎扇歩	陶器（食器類）	https://kishasenpo.wixsite.com/classroom
ケイ・デザイン	立てられる杖「クロスポッド」	http://www.k-design.halfmoon.jp/3dcg/
(株)佐々商	「たたみたす」畳の積み木	https://tatamitasu.com/
(株)大鐵	「d&」アルマイトプレート	https://www.instagram.com/d_and.deco/
(有)高橋木工製作所	「らせん」オブジェテーブル	https://www.mokkou-ss.com/product/index.html
Ｎｅｘｔｆｉｅｌｄ(有)	ご当地土産用雑貨	https://nextfieldjp.base.shop/
(株)ミトメ舎	NOBO+ORI 名刺入れ、キーホルダー	https://noboribataproject.jp/
(株)ワンチャー	万年筆、ペン、時計	https://jp.wancherpen.com/

（4）「2　目的」を達成するためにブースに求めるものは以下の通りである。
①出展企業の商品が一目で見渡せること（平面・立体）
各社のスペースとして、2000（幅 1800 ㎜の机が入る想定）×1000 ㎜を独立して確保できるのが望ましい。
（昨年度の各社の展示台例）

幅 1800×奥行 450×高さ 700㎜×4 台（台下収納引き戸、鍵付き）
幅 600～900×奥行 450×高さ 700 ㎜×4 台

出展物によって、必ずしも昨年度と同じだけの展示台は必要とせず、各社が最適な状況で展示、情報発信できる展示台が出来れば良い。

②出展者と来場者が商談しやすいこと（共通の商談スペース）
③ブースへの集客、ブース内に足を踏み入れやすい雰囲気・動線があること
④当ブース内での出展者同士の交流が図れること
⑤大分県ブースの出展内容に興味関心を持ってもらえる訴求力があること
⑥出展者の休憩スペース（来場者から見えない工夫やイスの配置）があること。
（ストックヤード等の設置は必須ではない）
⑦参加申込書兼質問票（様式１）を提出された企業には、主催者から配布された「出展者マニュアル」、「ブース位置図」、「大分県ブースパンフレットデータ」（PDF）等必要書類を事前共有する。
⑧大分県としての一体感と個別企業の特徴、展示商品や情報の注目度を高め、商談、成立に結び付ける一助となる提案とその理由を盛り込むこと。

（４）企画提案内容を踏まえた展示会期間中の運営実施体制を盛り込むこと。

6　事業実施における留意事項

（１）委託業務報告書

委託業務報告書として令和９年３月１５日（月）までに 5 部（正本 1 部、副本 4 部）を提出すること。

（２）その他

〇受託者は、委託業務の円滑な遂行を図るため、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等を適宜報告し、委託者の指示に従うこと。
〇本仕様書に定める以外の事項については、委託者の指示に従うこと。
〇本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。